

令和8年2月5日宣告

令和7年(わ)第745号 死体遺棄被告事件

判 決  
主 文

被告人を拘禁刑1年10月に処する。

未決勾留日数中60日をもその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、令和7年8月3日午前0時22分頃から同日午前3時56分頃までの間に、北海道勇払郡(住所省略)所在の土地において、油圧ショベルを用いて同所に穴を掘ってA(当時55歳)の死体を土中に埋め、もって死体を遺棄した。

(累犯前科)

1 事実

平成28年2月12日札幌地方裁判所宣告

常習累犯窃盗罪で懲役5年6月

令和3年3月4日刑執行終了

2 証拠

前科調書

(法令の適用)

罰 条 刑法190条

累 犯 加 重 令和4年法律第68号453条2項、刑法56条1項、57条

未決勾留日数の算入 刑法21条

訴 訟 費 用 刑事訴訟法181条1項ただし書(不負担)

(量刑の理由)

被告人は、従前からトラブル関係にあった知人男性が同乗車内で死亡したことを認識したにもかかわらず、同人が死亡した事実等を隠匿してトラブルの激化を避けると

いう短絡的な動機に基づき、ショベル等を用いて、遺体をそのまま穴に落下させて地中深くに埋めたものであり、発見された遺体の状況にも痛ましいものがあることなどを踏まえると、本件犯行は、死者に対する一般的な宗教的感情や敬けん感情を大きく害するものである。また、被告人は、累犯を含めて複数の服役前科を有するにもかかわらず本件犯行に及んでおり、規範意識が鈍麻しているといわざるを得ず、意思決定に対して強い非難が妥当する。

これに加え、被告人が本件犯行を認めていることなどを考慮して、主文の刑が相当と判断した。

(検察官園麻美、弁護士田頭理出席)

(求刑 拘禁刑3年)

令和8年2月5日

札幌地方裁判所刑事第3部

裁 判 官 西 功